

開港樋門ほか2樋門保守点検業務要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 開港樋門、五味樋門、磯津樋門の操作については、この要領及び四日市市が海岸法（昭和31年法律第101号）第14条の2第1項の規定に基づき定める操作規則によるものとする。

(操作の目的)

第2条 本市が管理する開港樋門、五味樋門、磯津樋門の適切な操作によって、異常気象による被害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第3条 この操作方法において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、海岸法及び海岸法施行規則において使用する用語の例による。

(施設の位置)

第4条 施設の位置は、位置図によるものとする。

第2章 業務要領

(保守点検業務)

第5条 以下の保守点検業務を行い、その結果を報告書として当該各月の翌月7日までに本市に提出すること。提出書類は次に示す。（3月分は、3月末に提出すること。）

なお、点検の際、施設の故障・異常を発見した場合は、ただちに本市に連絡すること。

(1) 樋門の運転状態の確認

(2) 電流計・電圧計の確認及び絶縁抵抗測定

(3) 端子のゆるみ点検及び増締め

(4) 配電盤等の表示灯状態の確認

(5) 設備が正常に稼働するよう機器の錆止め補修塗装、注油、各種消耗品の取り替え等軽微な修理。ただし、この軽微な修理に伴う消耗品は、受託者負担とする。

(提出書類)

第6条 提出書類は下記のとおりとする。ただし、(2)は当該月に発生した場合のみとする。

(1) 保守点検表

(2) 運転業務報告書（非常時業務）

(点検日)

第7条 2箇月に1回保守点検を行うものとする。（計6回）

(非常時の業務)

第8条

- (1) 四日市市又は鈴鹿市において大雨警報又は洪水警報が発令された場合もしくは本市が指示したときは、直ちに非常体制を敷き、操作に必要な適切な人員（原則として1名とする。）を1時間以内に配備し、本市に連絡すること。また、必要に応じて運転操作を行うこと。
- (2) 受託者は常に気象情報に注意し、大雨警報又は洪水警報の情報を自ら収集すること。
- (3) 津波注意報が発令されたときは、津波到達時刻を確認し、本市と連絡を取り合い、必要に応じ時間的余裕を持って樋門を閉鎖すること。津波警報又は大津波警報が発令されたときは樋門を閉鎖し、速やかに避難すること。ただし、生命に危険が及ぶと判断した場合はこの限りではない。同注意報、同警報が解除されたときは状況を確認し、樋門を開放すること。
- (4) 時間区分について、通常は午前8時から午後5時まで、時間外は午前5時から午前8時まで及び午後5時から午後10時まで、深夜は午後10時から翌日の午前5時までとする。
- (5) 非常体制時の運転操作等以外の待機時間については、南五味塚排水機場にて待機すること。なお、排水機場の備品等の使用については第12条によるものとする。

第3章 雜則

(設備機器の故障報告)

第9条 設備機器が故障し、又は運転に支障をきたす異常が認められるときは適切な措置を講じたうえ、直ちに本市に報告するものとする。

(留意事項)

第10条 次に掲げる事項に留意して、業務にあたらなければならない。

- (1) 盗難、火災等の防止。
- (2) 異常発生時の確実な連絡体制の確保及びそれに必要な対応の実施。
- (3) 作業員の安全性の確保。

(費用の負担区分)

第11条 保守点検業務に必要な器材は、すべて受託者の負担とする。

第12条

- (1) 業務の遂行に必要な範囲において、市有物品（机、椅子、電話機、無線機、テレビ、エアコン）を無償で使用できるものとする。
- (2) 市有物品は善良な管理者の注意をもって保管する。また、万一、受託者の故意または過失により、支給品または市有物品が滅失もしくは損傷し、または返還が不能な場合は市の指示に従い代品を納め、または原状に復し、若しくはその損害を賠償する。

(準備期間)

第13条 契約締結日から委託業務開始日までの間に設備の運転操作の習得及び業務内容を熟知し本業務に支障が出ないようにすること。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、本市と協議のうえ決定するものとする。